

医療費の全額（10割）を負担したとき

治療用装具・治療用眼鏡を購入したとき

自己負担金について、こども医療費の償還払（払い戻し）が受けられます。
以下のとおり手続きしてください。

- 1 加入する健康保険組合から払い戻しを受ける。
国民健康保険加入の方は市役所国保年金課にお問い合わせください。
社会保険加入の方は、加入する健康保険組合または勤務先にお問い合わせください。
※領収書や医師の指示書等、市に提出の必要がある書類の提出を求められた場合は、必ず写しをとっておいてください。



- 2 市役所子育て給付課に償還払の申請をする。
健康保険組合から払い戻しを受けたら、次のものを用意して、子育て給付課に申請をしてください。（郵送可）
 - ・健康保険資格情報がわかるもの
 - ・こども医療費受給者証
 - ・受給資格者名義の預金通帳
 - ・領収書（レシートは不可）
 - ・1で払い戻しを受けた金額が分かる書類（決定通知等）
 - ・治療用装具・治療用眼鏡の場合は、医師の指示書



- 3 次のいずれか遅い方の日に、指定した口座に振り込みます。
（治療用装具・治療用眼鏡の場合は申請した日の翌月の末日）
 - ・申請した日の翌月の末日
 - ・診療月の3か月後の末日